



八木 修

入札改革と談合対応

問 入札制度はどのような改革がなされたか。

答 4億円以上を一般競争入札にしていたが、H20年から5千万円からに変更した。

問 他の自治体は1千万円から一般競争入札にしているが。

答 できる限り本町で調達したいので5千万円にした。

問 町長と入札改革で5年前に議論した。そこでは「今まで特に建設業界だけに限っていいとしても、私は余りにもどっちかといえますと過保護過ぎた感があったんじゃないかと思われます。それは当然ちよつと言葉でいうといろいろ難しい状況がある中で、競争、競争することが地元であろうが、獅子が谷底へ子供を落とすように、そういった中からはい上がってきたほしい、それが本当の保護であろうと、そのように考えています」と答弁しているが、考えが変わったのかどうか。

答 変わっていない。

問 旧府民牧場の既存施設の解体工事の予算は1億8千万円。一般競争入札で行えばいいものをわざわざ4分割し、5千万円以下の工事費にして町内業者だけを指名した入札にしている。その上今年度から予定価格の85%前後に最低制限価格を設定し、それ以下の価格で入札すると無効になる制度を取り入れた。これこそ官製談合だ。これまでの工事で安価で落札して問題があったのか。

答 ない。

問 解体工事の入札が、事前に行われた下水道工事に関する談合情報で延期になったが、どのような調査をしたのか。

答 できる限りの調査をしたが、確証がつかめなかった。

問 延期されていた施設解体工事入札が実施されたが、談合情報を通報した業者も入札に参加している。その業者にペナルティーを課してもいいのでは。

答 白か黒か判断できない状況なので予定どおり

入札を行った。

問 解体工事の入札から制度が変更したが。

答 これまで最低制限価格を事後公表していたものを事前公表に変更した。

問 国は最低制限価格が事前公表では、安易に最低制限価格で入札し最終的に抽選で決まるので、事後公表にしろと通知しているが逆行した対応だ。入札参加業者は見積りを見直さなければならぬか、どのように通知したか。

答 解体工事の入札は9月7日に実施したが、最低制限価格の変更は業者の手元には2日前に配送され、入札実施日は前日に配送された。

問 町の規則では、入札実施日は見積期間をいって10日前に通知しなさいとなっている。緊急の場合でも5日となっているが、今回の入札実施は規則に違反している。

答 業者にはご迷惑をかけたが、見積期間は法定上確保されていると認識している。

議会改革特別委員会報告

委員長 長尾 義和

開催日 8月3日

①議会基本条例について

前回の委員会において、議会基本条例を制定してはどうかという提案があり、議論を行いました。

議会改革特別委員会として、これまでに決定した事項、また今後、進めていく事項などを盛り込んだ議会基本条例の素案を作成し、議論を進めていくことを確認しました。

②議決結果の公表について

「議会だより」に各議案の審議結果（議員の賛否状況）について、公表していく方向で確認しました。ただ賛否結果だけを掲載するのではなく、議案の概要や議論となったポイントも掲載していくほうがより望ましいと考えられるため、今後、広報特別委員会での議論を踏まえて公表していくことになりました。

③政務調査費の公表について

政務調査費の公表についてはいろいろな意見がありますが、基本的には情報公開の対象となっているので、問題はないと考えられます。

公表の方法等について、引き続き意見を聞きながら、取り扱いを決定していくことにしました。